

建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定手数料の適用について

諏訪市手数料徴収条例（平成 12 年長条例第 11 号）別表（10）欄の建設部関係の表中「市長が認めた場合」は、当該認定申請書に、次のいずれかの表に記載する図書を添えた場合とする。

表 1（建築物用途に応じた図書を添付した場合）

建築物用途	図 書
住宅	住宅の品質確保の促進に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「住宅性能評価機関」という。）が交付した技術的審査適合証※
非住宅	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「省エネ判定機関」という。）が交付した技術的審査適合証※
複合建築物	複合建築物については、省エネ判定機関かつ住宅性能評価機関が交付した技術的審査適合証※
※建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）認定申請：建築物省エネ法第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる基準 建物エネルギー消費性能基準適合認定申請：建築物省エネ法第 2 条第 3 号に掲げる基準	

表 2（認定申請に応じた図書を添付した場合）

認定申請	図 書
建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）認定申請	設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5（平成 28 年 4 月 1 日において現に存する建築物については、一次エネルギー消費量等級 4 又は 5）が表示されているものに限る。）の交付を受けた場合（建築物全体に係る申請については建築物全体に係る評価に係るものに限る。）にあつては、当該設計住宅性能評価書の写し
建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請	省令第 18 条第 1 項に規定する認定書（建築物全体に係る認定に係るものに限る。）の交付を受けた場合にあつては、当該認定書の写し及び検査済証の写し
	省令第 25 条第 2 項及び省令第 28 条に規定する通知書（建築物全体に係る認定に係るものに限る。）の交付を受けた場合にあつては、当該通知書の写し及び検査済証の写し
	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省省令第 86 号）第 43 条第 2 項に規定する通知書（建築物全体に係る認定に係るものに限る。）の交付を受けた場合にあつては、当該通知書の写し及び検査済証の写し
	建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 4 又は 5（平成 28 年 4 月 1 日において現に存する建築物については、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級 3、4 又は 5）が表示されているものに限る。）の交付を受けた場合（建築物全体に係る評価に係るものに限る。）にあつては、当該建設住宅性能評価書の写し